契約後ＶＥ方式試行に係る特記仕様書

工事名：北上川上流流域下水道
水沢浄化センター３－１系水処理施設増設（機械設備）工事

１　対象工事

本工事は、契約後ＶＥ方式試行の対象工事である。

２　定　　義

契約後ＶＥ方式とは、工事請負契約書（以下「契約書」という。）追加条項第 19 条の２に基づき、契約締結後に、発注者が設計図書に指定した施工方法等（以下「標準案」という。）に対し、請負者からコスト縮減が可能となる施工方法等に関する技術提案（以下「ＶＥ提案」という。）を受け付け、発注者の審査で承認された場合、そのＶＥ提案を基に施工することができる方式をいう。

３　ＶＥ提案の範囲

（１）請負者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

（２）次に掲げる提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
② 契約書第 18 条に基づき条件変更が確認された後の提案
③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案
④ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案
⑤ 総合評価落札方式等の入札時に行った技術提案

４　ＶＥ提案等の提出

（１）請負者がＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる提案書類を発注者に提出しなければならない。

① 契約後ＶＥ提案書　（様式－１）
② ＶＥ提案項目内容の詳細　（様式－２－１～２）
③ ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠　（様式－３）
④ その他、必要と思われる資料

（２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負者に求めることができる。

（３）請負者が行うＶＥ提案書類の提出は、当該提案に係る部分の工事に着手する３５日前までとする。

（４）ＶＥ提案等の提出に要する費用は、請負者の負担とする。

５　ＶＥ提案の審査

（１）ＶＥ提案の審査に当たって発注者は、必要に応じて請負者から提案内容についてのヒヤリングを実施して、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等を評価し、ＶＥ提案の採否を決定する。

（２）発注者はＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案採否通知書(様式－４)により、原則として、ＶＥ提案書の受領後１４日以内に請負者に通知する。

６　設計変更等

（１）ＶＥ提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書を変更し、請負代金額を変更する。

（２）ＶＥ提案に基づく請負代金額の変更を行う場合において発注者は、ＶＥ管理費として、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の１０分の５に相当する金額を計上する。

（３）ＶＥ提案が適正と認められた後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合、ＶＥ管理費については、原則として、変更しないものとする。なお、この場合、発注者は　請負者に対してＶＥ提案に対する変更提案を求めることができ、請負者はこれに応じるものとする。

７　ＶＥ提案内容の取扱い

　ＶＥ提案の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

８　責任の所在

　発注者がＶＥ提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った請負者の責任が軽減されるものではない。

様式－１

提出日：平成　　年　　月　　日

契　約　後　ＶＥ　提　案　書

契約担当者
　北上川上流流域下水道事務所長　様

請負者
住　　　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　印

工事請負契約書追加条項第19条の２に基づき、ＶＥ提案書を提出します。

工　事　名： 契約締結日：	連絡者 氏　名 ＴＥＬ ＦＡＸ
ＶＥ提案の概要	

番　号	項　目　内　容	概算低減額(千円) （直接工事費）
概　算　低　減　額　合　計		

注１）各項目内容の詳細は、別紙様式－２、３による。
注２）記入欄が不足する場合には、適宜、別紙に追記のこと。（以下の様式も同様）

様式－２－１

番号		項目内容	

（１）設計書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比	
【標準案】・・・略図等	【ＶＥ提案】・・・略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

様式－２－２

番号		項目内容	

（５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（６）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

（７）その他

様式－３

番　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【標準案】（直接工事費）						【ＶＥ提案】（直接工事費）					
名　称	規格等	単位	数量	単　価(円)	金　額(円)	名　称	規格等	単位	数量	単　価(円)	金　額(円)

様式－４

○ ○ 第　　　　号
平成　　年　　月　　日

ＶＥ提案採否通知書

商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　様

契約担当者
北上川上流流域下水道事務所長　　印

平成　　年　　月　　日付けで提出されたＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工　事　名：北上川上流流域下水道　水沢浄化センター ３－１系水処理施設増設（機械設備）工事 契約締結日：			ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数:	
ＶＥ提案に対する「採否」及び不採用の理由				
番　号	項目内容	採否区分	不採用の理由	備　考

北上川上流流域下水道
水沢浄化センター
３－１系水処理施設増設（機械設備）工事

特　記　仕　様　書

平成２０年

岩手県北上川上流流域下水道事務所

【 目 次 】

第１章　総　　則

第１条 概　要

1.　特記仕様書は、水沢浄化センター3-1 系水処理施設増設（機械設備）工事に適用する。

2．本仕様書は、日本下水道事業団編「機械設備工事標準仕様書」と併せて適用する。

第２条　仕様書の遵守

１．本特記仕様書に記載されていない一般事項については、岩手県土木共通仕様書（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）及び日本下水道事業団編「機械設備工事一般仕様書（機械設備工事必携、以下「一般仕様書」という。）を準用する。

第３条　製作

１．請負者は、契約後速やかに本仕様書及び設計書に基づき、工程表並びに承諾図を作成し、監督員の承諾を受けること。この承諾図を得た後でなければ製作に着手してはならない。

　また、本設備の機器が製作者固有の設計による製品で、本仕様書及び設計書と異なる場合は、事前に理由を申し出て監督員の承諾を受けなければならない。

第４条　官公庁への手続き

１．本工事で関係官庁への手続きを必要とするものは、請負者がこれに要する申請書、届出書を作成し、手続きの一切を代行すること。

第５条 施　工

１．本仕様書及び設計書に明記していないものでも、本設備の目的並びに工事施工上・維持管理上、当然必要なものは、監督員の指示に従い、請負者の負担で整備又は施工しなければならない。

第６条 現場代理人

１．請負者は、現場代理人及び主任技術者を定め、書面にて本県の承諾を得なければならない。

第７条 提出書類

１. 本工事において、請負者は岩手県土木共通仕様書及び一般仕様書に記載した書類を提出すること。

第８条 その他

１. 設計図書（設計図、本仕様書、一般仕様書）の内容に相違がある場合は、監督員の指示に従い解決すること。

２．本工事には、総合試運転を含まないこと。

３．本工事の環境条件（積雪寒冷地）を十分理解し、性能の発揮・維持管理性等を考慮した設計及び施工を行うこと。

４．本施設の運転状況及び状態（水質・性状等）を調査し、十分検討した結果に基づいて設計及び施工を行うこと。

第２章　最初沈殿池設備

§１　No.4 分配可動堰

１．使用目的

本可動堰は、1,2 系最初沈殿池へ流入する汚水量を、必要に応じて制御するために使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	可　動　堰	備　　　考
(1)形　　　式	角　　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア	
(3)寸　　　法	700 ㎜巾×500 ㎜高	
(4)設計水深	前面 500 ㎜ 後面 　　㎜	
(5)操作水深	前面 500 ㎜ 後面 　　㎜	
(6)揚　　　程	0.5 m	
(7)水密方式	３方水密	
(8)逆圧の有・無	無し	
(9)数　　　量	２門	

３．標準仕様書の適用

第１章　第４節　§３

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　形　　式

ⓐ）直結形　　　　b）セパレート形

(2)　可搬式開閉装置専用ハンドル

a）有　　　　ⓑ）無

(3) 全開、全閉リミットスイッチ

a）有　　　　ⓑ）無

(4) スピンドルカバーの材質

ⓐ）ＳＧＰ－白　　　　b）ＳＵＳ３０４

(5) スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

a）有　　　　ⓑ）無

５．特記事項

§２　No.5 分配可動堰

１．使用目的

本可動堰は、３系最初沈殿池へ流入する汚水量を、必要に応じて制御するために使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	可　動　堰	備　　　考
(1)形　　　式	角　　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア	
(3)寸　　　法	250 ㎜巾×500 ㎜高	
(4)設計水深	前面 500 ㎜ 後面 　　㎜	
(5)操作水深	前面 500 ㎜ 後面 　　㎜	
(6)揚　　　程	0.5 m	
(7)水密方式	３方水密	
(8)逆圧の有・無	無し	
(9)数　　　量	２門	

３．標準仕様書の適用

第１章　第４節　§３

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　形　　式

ⓐ）直結形　　　　　　b）セパレート形

(2)　可搬式開閉装置専用ハンドル

a）有　　　　　　　　ⓑ）無

(3) 全開、全閉リミットスイッチ

a）有　　　　　　　　ⓑ）無

(4) スピンドルカバーの材質

ⓐ）ＳＧＰ－白　　　　b）ＳＵＳ３０４

(5) スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

a）有　　　　　　　　ⓑ）無

５．特記事項

§３　No.6 分配可動堰

１．使用目的

本可動堰は、3,4 系最初沈殿池へ流入する汚水量を、必要に応じて制御するために使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	可　動　堰	備　　　考
(1)形　　　式	角　　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア	
(3)寸　　　法	500 ㎜巾×500 ㎜高	
(4)設 計 水 深	前面 500 ㎜ 後面　　㎜	呑口底基準
(5)操 作 水 深	前面 500 ㎜ 後面　　㎜	呑口底基準
(6)揚　　　程	0.5 m	
(7)水 密 方 式	３方水密	
(8)逆圧の有・無	無し	
(9)数　　　量	２門	

３．標準仕様書の適用

第１章　第４節　§３

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　形　　式

ⓐ）直結形　　　　　b）セパレート形

(2)　可搬式開閉装置専用ハンドル

a）有　　　　　ⓑ）無

(3) 全開、全閉リミットスイッチ

a）有　　　　　ⓑ）無

(4) スピンドルカバーの材質

ⓐ）ＳＧＰ－白　　　　b）ＳＵＳ３０４

(5) スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

a）有　　　　　ⓑ）無

５．特記事項

§４　No.3 初沈流入可動堰

１．使用目的

本可動堰は、3 系最初沈殿池へ流入する汚水量を、必要に応じて制御するために使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	可　動　堰	備　　　考
(1)形　　　式	角　　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア	
(3)寸　　　法	600 ㎜巾×600 ㎜高	
(4)設 計 水 深	前面 600 ㎜ 後面　　㎜	呑口底基準
(5)操 作 水 深	前面 600 ㎜ 後面　　㎜	呑口底基準
(6)揚　　　程	0.6 m	
(7)水 密 方 式	３方水密	
(8)逆圧の有・無	有り	
(9)数　　　量	1門	

３．標準仕様書の適用

第１章　第４節　§３

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　形　　式

ａ）直結形　　　　　　ⓑ）セパレート形

(2)　可搬式開閉装置専用ハンドル

ａ）有　　　　　　　　ⓑ）無

(3) 全開、全閉リミットスイッチ

ａ）有　　　　　　　　ⓑ）無

(4) スピンドルカバーの材質

ⓐ）ＳＧＰ－白　　　　ｂ）ＳＵＳ３０４

(5) スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

ａ）有　　　　　　　　ⓑ）無

５．特記事項

§５　No.3 初沈汚泥かき寄せ機

１．使用目的

最初沈殿池内に沈殿した汚泥をタンク中央の汚泥ピット内にかき集めるものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　式	中央駆動懸垂形	
(2)槽　寸　法	φ7,600 ㎜×側水深 3,000 ㎜	
(3)かき寄せ速度	約２～３m／min	
(4)駆 動 装 置	電動式	
(5)電 動 機 出 力	0.4kW×4P	
(6)ﾊﾟｲﾌﾟｽｷﾏ出力	手動式	
(7)電　　　源	400V×50Hz	
(8)数　　　量	１ 台	

３．標準仕様書の適用

第５章　第１節　§２

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目を○で囲む）

(1)　パイプスキマ

ⓐ）有（手動）　　　　b）無

(2)　駆動装置用減速機のカバー

ⓐ）有（屋外の場合）　b）無（屋内の場合）

(3)　コンクリートスラブ（他工事）

ⓐ）有　　　　　　　　b）無

５．特記事項

(1)　スカムスキマの動作とかき寄せ機の動作を別々に行えるのもとする。
(2)　池端コーナー部のスカム対策を施こすこと。

§６　No.3 初沈汚泥引抜弁

１．使用目的

本弁は、最初沈殿池汚泥引抜管に取り付け、生汚泥ポンプの自動運転時に開閉を行うものである。

２．仕　　様

項　　　　目	仕　　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　　式	電動偏心構造弁	
(2)口　　　　径	φ150 ㎜	
(3)使 用 圧 力	0.1 ＭＰａ	ポンプ吐出圧力
(4)電 動 機 出 力	0.2 ｋW	電動式の場合
(5)電　　　　源	400Ｖ×50Ｈｚ	電動式の場合
(6)台　　　　数	１台	

３．標準仕様書の適用

第５章　第５節　§６

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　駆動方式

ａ）電動式　　ｂ）手動式

ｃ）空気作動式 ･･･ イ）リミットスイッチ

ａ）有　　　　ｂ）無

ロ）電磁弁（単体）

ａ）有　　　　ｂ）無

ハ）三点セット（単体）

ａ）有　　　　ｂ）無

ニ）電磁弁，三点セット（集合）

ａ）有　　　　ｂ）無

ホ）空気源断時（単作動の場合）

ａ）弁開　　　　ｂ）弁閉

(2)　開度発信器（Ｒ／Ｉ変換器内蔵形）

ａ）有　　　　ｂ）無

５．特記事項

§７　No.3生汚泥ポンプ

１．使用目的

本ポンプは最初沈殿池ホッパ部より､汚泥濃縮槽へ汚泥を移送するものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　式	吸込スクリュー付	
(2)吸 込 口 径	φ100 ㎜	
(3)吐　出　量	0.7 m^3／min	
(4)全　揚　程	８ m	
(5)電動機出力	2.2 kW	
(6)電　　　源	400Ｖ×50Ｈｚ	
(7)数　　　量	２台	

３．標準仕様書の適用

第５章　第５節　§２

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目を○で囲む）

(1)　駆動方式

ａ）オーバヘッド　　　ｂ）直結

(2)　軸封方式

ａ）グランドパッキン　ｂ）メカニカルシール

ｃ）無注水式メカニカルシール

(3)　材　質

ａ）Ａの組合せ　　　　ｂ）Ｂの組合せ

５．特記事項

（1）現状の流体性状を把握の上、配管ロス計算において十分な余裕を見込み、全揚程を決定すること。また、計算値より高揚程となる異形プーリを付属するものとし、据付後の試運転調整において、規定流量が確保できなかったときに滞りなく対応可能なよう考慮すること。

§８　No.3初沈スカム移送ポンプ

１．使用目的

本ポンプは最初沈殿池スカムピットより､スカム分離機へスカムを移送するものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　式	吸込スクリュー付水中ポンプ	予旋回槽式
(2)吸 込 口 径	φ100 ㎜	
(3)吐　出　量	0.7 m^3／min	
(4)全　揚　程	9 m	
(5)電動機出力	3.7 kW	
(6)電　　　源	400V×50Hz	
(7)数　　　量	1 台	

３．標準仕様書の適用

第５章　第５節　§８

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目を○で囲む）

(1)　配管接続方式

ａ）着脱形式　　　　　　ｂ）据置形式

５．特記事項

(1)　予旋回槽を設けること。

（2）現状の流体性状を把握の上、配管ロス計算において十分な余裕を見込み、全揚程を決定すること。また、計算値より高揚程となる異形プーリを付属するものとし、据付後の試運転調整において、規定流量が確保できなかったときに滞りなく対応可能なよう考慮すること。

§９　No.3 初沈管廊床排水ポンプ

１．使用目的

本ポンプは、床排水ピットへ集水された汚水を揚水するものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　　様	備　　考
(1)形　　　式	水中汚水汚物ポンプ	
(2)吐 出 口 径	φ65 ㎜	
(3)吐　出　量	0.3 m^3／min	
(4)揚　　　程	8 m	
(5)電　動　機	1.5 kW×400V ×50Hz×4P	
(6)水中ｹｰﾌﾞﾙ長	5 m	
(7)ポンプ井底から上部床までの高さ	1 m	
(8)台　　　数	1 台	

３．標準仕様書の適用

第１章　第１節　§５

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目に○印を付記）

(1)　形　式

ⓐ）着脱形式　　　　　b）据置形式

５．特記事項

§１０　初沈バイパスゲート

１．使用目的

本ゲートは、最初沈殿池へ流入する汚水を、必要に応じてバイパスさせるために使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	ゲ　ー　ト		備　　　考
(1)形　　式	角　　形	丸　　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア		
(3)寸　　法	巾600 ㎜× 高600 ㎜	φ　　㎜	
(4)設計水深	前面　　㎜ 後面1,300 ㎜	前面　　㎜ 後面　　㎜	呑口底基準（角形） 呑口中心基準（丸形）
(5)操作水深	前面　　㎜ 後面1,300 ㎜	前面　　㎜ 後面　　㎜	呑口底基準（角形） 呑口中心基準（丸形）
(6)揚　　程	約0.6 m	約　　m	
(7)水密方式	４方水密	円周水密	
(8)逆圧の有無	有り		
(9)門　　数	１ 門	門	

３．標準仕様書の適用

第５章　第２節　§１

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目を○で囲む）

(1)　可搬式開閉装置専用ハンドル（ゲート）

ａ）有　　　　　　ⓑ）無

(2)　全開、全閉リミットスイッチ（ゲート）

ａ）有　　　　　　ⓑ）無

(3)　スピンドルカバー材質

ⓐ）ＳＧＰ－白　　　ｂ）ＳＵＳ３０４

(4)　スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

ａ）有　　　　　　ⓑ）無

５．特記事項

§１１　初沈バイパス逆流防止ゲート

１．使用目的

本ゲートは､最初沈殿池流出水をバイパスゲートに逆流するのを防止するために使用するものである。

２．仕　　様

項　　目	ゲート		備　　考
(1)形　式	角　形	丸　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア		
(3)寸　法	巾600 ㎜× 高 600㎜	φ　㎜	
(4)設計水深	前面　㎜ 後面1,300 ㎜	前面　㎜ 後面　㎜	呑口底基準（角形） 呑口中心基準（丸形）
(5)操作水深	前面　㎜ 後面1,300 ㎜	前面　㎜ 後面　㎜	呑口底基準（角形） 呑口中心基準（丸形）
(6)揚　程	約0.6 m	約　m	
(7)水密方式	４方水密	円周水密	
(8)逆圧の有無	有り		
(9)門　数	１ 門	門	

３．標準仕様書の適用

第５章　第２節　§１

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目を○で囲む）

(1)　可搬式開閉装置専用ハンドル（ゲート）

ａ）有　　　　ⓑ）無

(2)　全開、全閉リミットスイッチ（ゲート）

ａ）有　　　　ⓑ）無

(3)　スピンドルカバー材質

ⓐ）ＳＧＰ－白　　　　ｂ）ＳＵＳ３０４

(4)　スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

ａ）有　　　　ⓑ）無

５．特記事項

第３章　反応タンク設備

§１　No.3反応タンク流入ゲート

１．使用目的

本ゲートは、反応タンクへの下水の流入および排水用に使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	ゲ　ー　ト		備　　　考
(1)形　　　式	角　　形	丸　　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア		
(3)寸　　　法	巾350 ㎜× 高350㎜	φ　　㎜	
(4)設計水深	前面1,700 ㎜ 後面　　㎜	前面　　㎜ 後面　　㎜	呑口底基準（角形） 呑口中心基準（丸形）
(5)操作水深	前面1,700 ㎜ 後面　　㎜	前面　　㎜ 後面　　㎜	呑口底基準（角形） 呑口中心基準（丸形）
(6)揚　　　程	約0.35 m	約　　m	
(7)水密方式	４方水密	円周水密	
(8)逆圧の有無	無し		
(9)門　　　数	２ 門	門	

３．標準仕様書の適用

第６章　第７節　§１

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　可搬式開閉装置専用ハンドル（ゲート）

ａ）有　　　　　　　ⓑ）無

(2)　全開，全閉リミットスイッチ（ゲート）

ａ）有　　　　　　　ⓑ）無

(3)　スピンドルカバー材質

ⓐ）ＳＧＰ－白　　　ｂ）ＳＵＳ３０４

(4)　スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

ａ）有　　　　　　　ⓑ）無

５．特記事項

§２　No.3 全量投入可動堰

１．使用目的

本可動堰は、反応タンクへの下水の流入に使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	可　動　堰	備　　　考
(1)形　　　式	角　　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア	
(3)寸　　　法	巾 400 ㎜×高 400 ㎜	
(4)設計水深	前面　　　㎜ 後面 400 ㎜	呑口底基準
(5)操作水深	前面　　　㎜ 後面 400 ㎜	呑口底基準
(6)揚　　　程	0.4 m	
(7)水密方式	３方水密	
(8)逆圧の有無	有り	
(9)門　　　数	１門	

３．標準仕様書の適用

第６章　第７節　§２

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　形　　式

ａ）直結形　　　　　　ⓑ）セパレート形

(2)　可搬式開閉装置専用ハンドル（ゲート）

ａ）有　　　　　　　　ⓑ）無

(3)　全開，全閉リミットスイッチ（ゲート）

ａ）有　　　　　　　　ⓑ）無

(4)　スピンドルカバー材質

ⓐ）ＳＧＰ−白　　　　ｂ）ＳＵＳ３０４

(5)　スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

ａ）有　　　　　　　　ⓑ）無

５．特記事項

§３　No.3ステップ水路流入可動堰

１．使用目的

本可動堰は、反応タンクへの下水の流入に使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	可　動　堰	備　　　考
(1)形　　　式	角　　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア	
(3)寸　　　法	巾400 ㎜×高400 ㎜	
(4)設 計 水 深	前面　　㎜ 後面 400 ㎜	呑口底基準
(5)操 作 水 深	前面　　㎜ 後面 400 ㎜	呑口底基準
(6)揚　　　程	0.4 m	
(7)水 密 方 式	３方水密	
(8)逆圧の有無	有り	
(9)門　　　数	１ 門	

３．標準仕様書の適用

第６章　第７節　§２

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　形　　式

ａ）直結形　　　　　　　ⓑ）セパレート形

(2)　可搬式開閉装置専用ハンドル（ゲート）

ａ）有　　　　　　　　　ⓑ）無

(3)　全開，全閉リミットスイッチ（ゲート）

ａ）有　　　　　　　　　ⓑ）無

(4)　スピンドルカバー材質

ⓐ）ＳＧＰ－白　　　　　ｂ）ＳＵＳ３０４

(5)　スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

ａ）有　　　　　　　　　ⓑ）無

５．特記事項

§４　No.3 撹拌装置

１．使用目的

本装置は、反応タンク内に前段設置し、嫌気、好気運転時の撹拌及び曝気を行うため使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　式	水中機械撹拌機	
(2)池　形　状	第１槽用	
	7.5 m巾×7.95 m長×5.0 m深	
(3)送　風　量	3.65 m³／min･台 (20℃、101.3kPa、65%RH)	
(4)基準設置水深	5.0m	
(5)電動機出力	3.7 kW×4P	
(6)電　　　源	400V×50Hz	
(7)数　　　量	１ 台	

３．標準仕様書の適用

第６章　第８節　§１

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　回転数制御の有無（ＶＶＶＦ）

ａ）有　　　　　　　ⓑ）無

(2)　給気方式

ａ）給気ホース　　　ⓑ）ガイドパイプ

(3)　性能確認用水（流速確認）

ａ）上水　　ｂ）井戸水　　ｃ）工水

ｄ）河川水　ⓔ）その他（処理水等）

５．　動力制御盤

ａ）有　　　　　　　ｂ）無

５．　吸込案内筒

ａ）有　　　　　　　ⓑ）無

５．特記事項

(1)　空気調整弁以降機器付属とし、受注メーカーにて位置を調整後、空気管ピットの壁を箱抜するものとする。

§5　No.3 散気装置

1．使用目的

本装置は、反応タンクにおける下水処理の曝気用に使用する。

2．仕　　様

項　　　目	仕　　　　様	備　　考
(1) 形　　　状	高密度配置対応型散気装置	
(2) 曝 気 方 式	準全面曝気方式	
(3) 散 気 水 深	4.39m	
(4) 処 理 水 量	1池あたり 3,505m³/日	日最大汚水量
(5) 数　　　量	1池分	

(第2,3槽用)

項　　　目	仕　　　　様	備　　考
(6) 必要酸素供給量	290.75kgO_2/日・槽	SOR
(7) 有効発泡面積比ω	8.31%以上	
(8) 槽　形　状	7.5m巾×7.8m長 ×5.158m深さ	ハンチ部含む
(9) 槽 平 面 積	58.5㎡/槽	ハンチ部含む
(10) 標準通気量	20～60L/分・枚	
(11) 湿式通気抵抗	3.5kPa 以下	20℃、60%RH

(第４槽用)

項　　目	仕　　　様	備　　考
(6) 必要酸素供給量	290.75kgO_2/日・槽	ＳＯＲ
(7) 有効発泡面積比ω	8.12%以上	
(8) 槽　形　状	7.5m巾×7.98m長 ×5.158m深さ	ハンチ部含む
(9) 槽 平 面 積	59.85㎡/槽	ハンチ部含む
(10) 標準通気量	20～60L/分・枚	
(11) 湿式通気抵抗	3.5kPa 以下	20℃、60%RH

３．標準仕様書の適用

第６章 第１節　§２　の他、下記による。

(1)散気板材質はセラミック製とする。

(2)散気板ホルダー材質は SUS304 とする。形状は半円形とする。

(3)散気板の取付は固定式とする。

(4)散気板空気透過量、標準通気量、散気板の寸法等はメーカー標準でも可とする。

４．特記事項

（1）　ライザ-管は、ステンレス管（SUS304TP Sch20S）とする。

（2）　気孔径は、260μｍ以下とする。

（3）　散気ホルダーは各散気板１枚ごとに独立した空気室（均圧室）を設け共通の送気室との間に適当な口径のオリフィスを設け連通させ装置全体が均一に発泡できる構造のものとする。ホルダーごとの取付け枚数はメーカー標準とする。

（4）　ホルダーはステンレス製（2㎜厚以上）とし、散気板取付面は特に平滑に仕上げる。

（5）　ライザー管用元バルブは蝶型弁（要部ステンレス製）とし、任意の開度に連続して可変できるタイプとする。

（6）　ホルダー設置架台（SUS 製）を付属のこと。

（7）　空気管より分岐後、調整弁以降は機器付属とし、受注メーカーにて位置を調整後、空気管ピットの壁を箱抜するものとする。

§６　No.3 風量調節弁

１．使用目的

本弁は送気配管に設け、送気先の流量調整等を行うものである。

２．仕　　様

項　　　　目	仕　　　　　　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　　式	電動式蝶形弁	
(2)口　　　　径	φ250 ㎜	
(3)使 用 圧 力	0.07 ＭＰａ	
(4)電動機出力	0.05 kW	
(5)台　　　　数	１ 台	

３．標準仕様書の適用

第４章　第６節　§４

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目を○で囲む）

(1)　形　式

ａ）フランジ形（○）　ｂ）短面間形　ｃ）フランジレス形

(2)　直結・２床式の区別

ａ）直結（○）　ｂ）２床式

(3)　フランジ規格

ａ）7.5K　ｂ）10K　ｃ）５Ｋ（○）

５．特記事項

開度発信器（R/I 変換器内蔵型）を具備すること。

§７　No.4反応タンク管廊床排水ポンプ

１．使用目的

本ポンプは、床排水ピットへ集水された汚水を揚水するものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　式	水中汚水汚物ポンプ	
(2)吐 出 口 径	φ65 ㎜	
(3)吐　出　量	0.3 ｍ³／min	
(4)揚　　　程	８ ｍ	
(5)電　動　機	1.5 ｋW×400V ×50Hｚ×４Ｐ	
(6)水中ｹｰﾌﾞﾙ長	５ ｍ	
(7)ポンプ井底から上部床までの高さ	１ ｍ	
(8)台　　　数	１ 台	

３．標準仕様書の適用

第１章　第１節　§５

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目に○印を付記）

(1)　形　式

ⓐ）着脱形式　　　　ｂ）据置形式

５．特記事項

§８　No.3 増設用弁

１．使用目的

本弁は　将来配管延長に使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　　様	備　　考
(1)形　　　式	手動蝶形弁	
(2)口　　　径	φ450 ㎜	
(3)台　　　数	１台	

３．標準仕様書の適用

第４章　第６節　§４

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　形　式

ａ）フランジ形　　b）短面間形　　c）フランジレス形

(2)　直結・２床式の区別

ａ）直結　　b）２床式

(3)　フランジ規格

ａ）7.5K　　b）10K　　c）５K

５．特記事項

第４章　最終沈殿池設備

§１　No.3 終沈流入可動堰

１．使用目的

本可動堰は、3 系最終沈殿池へ流入する汚水量を、必要に応じて制御するために使用するものである。

２．仕　　様

項　　　目	可　動　堰	備　　　考
(1)形　　　式	角　　形	外ねじ式 鋳鉄製
(2)開閉台形式	手動式ベベルギア	
(3)寸　　　法	300 ㎜巾×500 ㎜高	
(4)設計水深	前面 500 ㎜ 後面　　㎜	呑口底基準
(5)操作水深	前面 500 ㎜ 後面　　㎜	呑口底基準
(6)揚　　　程	0.5 m	
(7)水密方式	３方水密	
(8)逆圧の有・無	有り	
(9)数　　　量	２門	

３．標準仕様書の適用

第７章　第２節　§２

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　形　　式

ａ）直結形　　　　　　$\textcircled{b}$）セパレート形

(2)　可搬式開閉装置専用ハンドル

ａ）有　　　　　　　　$\textcircled{b}$）無

(3) 全開、全閉リミットスイッチ

ａ）有　　　　　　　　$\textcircled{b}$）無

(4) スピンドルカバーの材質

$\textcircled{a}$）ＳＧＰ－白　　　ｂ）ＳＵＳ３０４

(5) スピンドル下部防食カバー（ＳＵＳ３０４ＴＰ）

ａ）有　　　　　　　　$\textcircled{b}$）無

５．特記事項

§２　No.3終沈汚泥かき寄せ機

１．使用目的

最終沈殿池内に沈殿した汚泥を、池端のホッパ内にかき集めるものである。

２．仕　　様

項　　　　目	仕　　　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　　式	チェーンフライト式	樹脂製
(2)池　寸　法	幅7,600 mm×長さ24,000 mm ×水深3,350 mm	
(3)水平軸心距離	19,700 mm	
(4)かき寄せ速度	約 0.3 m／min	
(5)フ ラ イ ト	長さ2,950 mm×幅180mm×厚50mm	
(6)電　動　機	0.4 kW×　4 P	連続定格
(7)電　　　　源	400 V×50 Hz	
(8)駆 動 方 式	２水路１駆動	
(9)数　　　　量	１ 台	

３．標準仕様書の適用

第７章　第１節　§１－１または１－２

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　本体チェーン破断強度

ａ）ステンレスブシュドチェーン

a -1) 保証（最低）137.2kN（14,000 kg f）以上（平均147kN（15,000 kg f）以上）

a -2) 保証（最低）171.5kN（17,500 kg f）以上（平均186.2kN（19,000 kg f）以上）

ⓑ）合成樹脂チェーン　保証（最低）24.5kN（2,500 kg f）以上（平均29.4kN（3,000 kg f）以上）

(2)　フライト

ａ）合成木材製　　ⓑ）合成樹脂製　　ｃ）米桧製

(3)　駆動装置用減速機のカバー

ⓐ）有　　ｂ）無

５．特記事項

§３　No.３終沈スカムスキマ

１．使用目的

最終沈殿池の水面に発生したスカムを取除くものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　　様	備　　考
(1)形　　　式	電動式パイプスキマ	
(2)スキマ寸法	φ250㎜×長さ約３,650㎜	
(3)ス　パ　ン	３,650㎜	
(4)駆 動 方 式	１水路１駆動	
(5)駆 動 装 置	減速機付電動機	
(6)電動機出力	0.1ｋＷ×４Ｐ	
(7)電　　　源	400Ｖ×50Ｈｚ	
(8)操 作 方 法	電動（手動兼用）	
(9)数　　　量	２台	

３．標準仕様書の適用

第７章　第３節　§２

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目を○で囲む）

(1)　駆動方法

ⓐ）１水路１駆動　　　　　　ｂ）２水路１駆動

５．特記事項

§４　No.3 返送汚泥ポンプ

１．使用目的

本ポンプは、最終沈殿池ホッパー部より、反応タンクへ汚泥を移送するものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　式	吸込スクリュー付	
(2)吸 込 口 径	φ150㎜	
(3)吐　出　量	2.5 ㎥／min	
(4)全　揚　程	10 m	
(5)電動機出力	11 kW×4P	
(6)電　　　源	400V×50Hz	
(7)数　　　量	２ 台	

３．標準仕様書の適用

第７章　第５節　§２

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目を○で囲む）

(1)　駆動方式

ａ）オーバーヘッド　　ｂ）横置　　ｂ）直結

(2)　軸封方式

ａ）グランドパッキン　　ｂ）メカニカルシール（注水式）

ｃ）メカニカルシール（無注水式）

(3)　材　質

ａ）Ａの組合せ　　ｂ）Ｂの組合せ

５．特記事項

（1）現状の汚泥性状を把握の上、配管ロス計算において十分な余裕を見込み、全揚程を決定すること。また、計算値より高揚程となる異形プーリを付属するものとし、据付後の試運転調整において、規定流量が確保できなかったときに滞りなく対応可能なよう考慮すること。

§５　No.3余剰汚泥ポンプ

１．使用目的

本ポンプは、最終沈殿池ホッパー部より、汚泥処理へ汚泥を移送するものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　式	吸込スクリュー付	
(2)吸 込 口 径	φ100㎜	
(3)吐　出　量	0.7 m³／min	
(4)全　揚　程	３ m	
(5)電動機出力	1.5 kW×4P	
(6)電　　　源	400V×50Hz	
(7)数　　　量	２ 台	

３．標準仕様書の適用

第７章　第５節　§２

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目を○で囲む）

(1)　駆動方式

ⓐ）オーバーヘッド　　b）横置　　b）直結

(2)　軸封方式

a）グランドパッキン　　b）メカニカルシール（注水式）

ⓒ）メカニカルシール（無注水式）

(3)　材　質

a）Aの組合せ　　ⓑ）Bの組合せ

５．特記事項

（1）現状の汚泥性状を把握の上、配管ロス計算において十分な余裕を見込み、全揚程を決定すること。また、計算値より高揚程となる異形プーリを付属するものとし、据付後の試運転調整において、規定流量が確保できなかったときに滞りなく対応可能なよう考慮すること。

§６　No.3 余剰汚泥引抜弁

１．使用目的

本弁は、最終沈殿池汚泥引抜管に取り付け、余剰汚泥ポンプの自動運転時に開閉を行うものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　様	備　　　考
(1)形　　　式	電動偏心構造弁	
(2)口　　　径	φ150㎜	
(3)使 用 圧 力	0.1 ＭＰａ	ポンプ吐出圧力
(4)電 動 機 出 力	0.2 ｋＷ	電動式の場合
(5)電　　　源	400Ｖ×50Ｈｚ	電動式の場合
(6)台　　　数	２ 台	

３．標準仕様書の適用

第７章　第５節　§６

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　駆動方式

ａ）電動式　　ｂ）手動式

ｃ）空気作動式 ・・・ イ）リミットスイッチ

ａ）有　　ｂ）無

ロ）電磁弁（単体）

ａ）有　　ｂ）無

ハ）三点セット（単体）

ａ）有　　ｂ）無

ニ）電磁弁，三点セット（集合）

ａ）有　　ｂ）無

ホ）空気源断時（単作動の場合）

ａ）弁開　　ｂ）弁閉

(2)　開度発信器（Ｒ／Ｉ変換器内蔵形）

ａ）有　　ｂ）無

５．特記事項

§７　No.6終沈管廊床排水ポンプ

１．使用目的

本ポンプは、終沈管廊床排水ピットへ集水された汚水を揚水するものである。

２．仕　　様

項　　　目	仕　　　　　　様	備　　考
(1)形　　　式	水中汚水汚物ポンプ	
(2)吐 出 口 径	φ65㎜	
(3)吐　出　量	0.3 m³／min	
(4)揚　　　程	９ m	
(5)電　動　機	1.5 kW×400V ×50Hz×４P	
(6)水中ｹｰﾌﾞﾙ長	５ m	
(7)ポンプ井底から上部床までの高さ	１ m	
(8)台　　　数	１ 台	

３．標準仕様書の適用

第１章　第１節　§５

４．標準仕様書選択項目および範囲

（該当項目に○印を付記）

(1)　形　式

ⓐ）着脱形式　　　　　b）据置形式

５．特記事項

第５章　配管設備　他

§１　配　管

１．配管仕様および施工範囲

番号	配 管 名	材　　質	口　　径 （A、φ）	施工範囲 （　～　）	備　　　考 （配管被覆等）
1	初沈汚泥 引抜管	DCIP	φ100 φ150	初沈～生汚泥ポンプ	塗装有り
2	初沈汚泥 移送管	DCIP	φ100 φ150	生汚泥ポンプ～既設余剰汚泥移送管（1系）	必要箇所に空気抜弁を設けること 塗装有り
3	初沈池 排水管	DCIP	φ150 φ250	初沈～既設初沈池排水管	塗装有り
4	スカム管 （初沈）	DCIP	φ150 φ250	初沈～スカムピット	塗装有り
5	スカム 移送管	DCIP	φ100 φ150	スカムピット～既設スカム移送管	必要箇所に空気抜弁を設けること 塗装有り
6	反応タンク 池排水管	DCIP	φ200 φ250	反応タンク～既設反応タンク池排水管	塗装有り
7	返送汚泥 引抜管	DCIP	φ150 φ200 φ250	終沈～返送汚泥ポンプ	塗装有り
8	返送汚泥管	DCIP	φ150 φ200	返送汚泥ポンプ～反応タンク	塗装有り
9	余剰汚泥 引抜管	DCIP	φ150	終沈～余剰汚泥ポンプ	塗装有り
１０	余剰汚泥 移送管	DCIP	φ100 φ150	余剰汚泥ポンプ～既設余剰汚泥移送管	必要箇所に空気抜弁を設けること 塗装有り
１１	終沈池 排水管	DCIP	φ150 φ250	終沈～既設終沈池排水管	塗装有り
１２	スカム管 （終沈）	DCIP	φ250	スカムピット～終沈池排水管	塗装有り

番号	配管名	材質	口径（A、φ）	施工範囲（～）	備考（配管被覆等）
１３	空気管（初沈）	SGPW SUS	65A,200A 65A	既設空気管～流入曝気水路	被覆有り
１４	空気管（反応タンク）	STPY SGPW	450A,600A 100A,150A 250A	既設空気管～攪拌装置、散気装置	被覆有り
１５	消泡水管	SGPW SUS	25A,65A 32A,40A 50A,65A	既設２次処理水管～各利用先	系列分岐箇所には元バルブ・ドレンを設けること 被覆有り
１６	２次処理水管（初沈）	SGPW	25A,40A 80A,100A	既設２次処理水管～各利用先	系列分岐箇所には元バルブ・ドレンを設けること 被覆有り
１７	２次処理水管（反応タンク）	SGPW	25A 40A 80A	既設２次処理水管～各利用先	系列分岐箇所には元バルブ・ドレンを設けること 被覆有り
１８	２次処理水管（終沈）	SGPW	80A,150A	既設２次処理水管～各利用先	被覆有り
１９	ろ過水管（初沈）	SGPW	25A,50A	既設ろ過水管～各利用先	被覆有り
２０	ろ過水管（反応タンク）	SGPW	25A,40A	既設ろ過水管～各利用先	被覆有り
２１	ろ過水管（終沈）	SGPW SUS	25A,65A 15A,25A	既設ろ過水管～各利用先	系列分岐箇所には元バルブ・ドレンを設けること 被覆有り
２２	床排水管（初沈）	SGPW	65A,80A	床排水ポンプ～流入曝気水路	塗装有り
２３	床排水管（反応タンク）	SGPW	65A,80A	床排水ポンプ～最初沈殿池流出水路	塗装有り
２４	床排水管（終沈）	SGPW	65A,80A	床排水ポンプ～最終沈殿池流入水路	塗装有り

２．一般仕様書の適用

３．特記事項

(1)　屋外散水栓の配管 TOP に水抜栓（給気栓）を設置する事。

§2　基 礎 工

1．基礎工仕様および施工範囲

番号	名　称	設置場所	主寸法	数量	備考（防食塗装、防水等）
1	No.4 -1,2 分配可動堰	分配槽		2	
2	No.5 -1,2 分配可動堰	〃		2	
3	No.6 -1,2 分配可動堰	〃		2	
4	初沈流入可動堰	流入曝気水路		1	
5	初沈汚泥かき寄せ機	初沈		1	
6	越流堰板（最初沈殿池）	〃		1	
7	初沈バイパスゲート	バイパス水路		1	
8	初沈バイパス逆流防止ゲート	〃		1	
9	生汚泥ポンプ	初沈管廊		2	
１０	初沈スカム移送ポンプ	スカムピット		1	

１１	スカムピット 無筋コンクリート	〃		1	
１２	反応タンク流入ゲート	最初沈殿池流出水路		2	
１３	全量投入可動堰	反応タンク流入水路		1	
１４	ステップ水路流入可動堰	〃		1	
１５	撹拌装置	反応タンク		1	
１６	終沈流入可動堰	最終沈殿池流入水路		2	
１７	終沈汚泥かき寄せ機	終沈		1	
１８	終沈スカムスキマ	〃		2	
１９	越流堰板（最終沈殿池）	〃		1	
２０	返送汚泥ポンプ	終沈管廊		2	
２１	余剰汚泥ポンプ	〃		2	
２２	仮壁撤去	図示による		1	

２３	配管サポート基礎	図示 による		1	
２４	点検歩廊基礎	図示 による		1	
２５	配管貫通複合工	図示 による		1	

２．特記事項

(1) 詳細は、機器配置図による。

§３　鋼製加工品類

１．複合工仕様および施工範囲

番号	名　称	設置場所	主寸法	数量	備考（防食塗装、防水等）
1	No.4-1,2 分配槽可動堰蓋	分配槽	2,800×500	1	
2	No.5-1,2 分配槽可動堰蓋	〃	1,800×500	1	
3	No.6-1,2 分配槽可動堰蓋	〃	2,600×500	1	
4	初沈流入可動堰架台蓋	初沈	1,600×700	1	
5	初沈バイパスゲート架台蓋	〃	1,600×700	1	
6	初沈バイパス逆流防止ゲート架台蓋	〃	1,600×1,000	1	
7	スカムピット蓋（初沈）	〃	2,600×1,100	1	
8	初沈汚泥かき寄せ機駆動装置部蓋	〃	1,700□	1	
9	計器点検歩廊（初沈）	初沈管廊	2,500×1,000	1	
１０	床排水ピット蓋（初沈）	〃	1,100×1,050	1	

１１	反応タンク流入ゲート架台蓋	反応タンク	4,100×700	1	
１２	ステップ水路流入可動堰架台蓋	〃	2,000×700	1	
１３	反応タンク開口部蓋	〃	1,800□	1	
１４	返送汚泥切換弁操作架台	反応タンク管廊	2,000×1,700	1	
１５	床排水ピット蓋(反応タンク)	〃	1,100×1,050	1	
１６	終沈流入可動堰架台蓋	終沈	1,100×700	2	
１７	終沈スカムスキマ駆動装置部蓋	〃	1,100×600	2	
１８	計器点検歩廊（終沈）１	終沈管廊	3,000×1,300	1	
１９	計器点検歩廊（終沈）２	〃	2,000×1,000	1	
２０	床排水ピット蓋（終沈）	〃	1,100×1,050	1	
２１	配管サポート	図面参照		1	

２．一般仕様書の適用

３．特記事項

(1) 詳細は、機器配置図・添付図による。

第６章　特記事項

§１　工期

１．工期には、作業日数・準備日数・後片付け日数のほか休工日（土曜日・日曜日・祝祭日・天候による休工日）を含むものとする。

※参考

・ゴールデンウィーク　　４月２９日～５月　５日　　７日間

・お　盆　休　暇　　８月１３日～８月１６日　　４日間

・お　正　月　休　暇　１２月２９日～１月　３日　　６日間

§２　コンクリート中のアルカリ総量の抑制の確認

１.請負者は使用するコンクリート中のアルカリ総量の計算（ＪＩＳＡ５３０８付属書６）を行い、アルカリ総量が3.0㎏/㎥以下であることを確認すること。なお、計算方法は式－１とする。

２．１工事又は１種別あたりの使用量が、50㎥未満の無筋コンクリートにあっては。上記の計算及び確認は省略することができる。

§３　公共事業労務費調査に対する協力

１．本工事が甲が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、乙は、調査票等に必要事項を正確に記入し甲に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

２．調査票等を提出した事業所を甲が事後に訪問して行う調査・指導の対象に乙がなった場合、乙は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

３．公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、乙は、労働基準法に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

４．乙が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、乙は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

§４　グリーン購入法特定調達品購入実績調査票の提出

１．請負者は工事完了時に、別紙１に定めるグリーン購入法特定調達品購入実績調査票に本工事での購入実績を記入のうえ監督職員に提出すること。

§５　下請調書及び建設資材調書

１．下請調書及び建設資材調書は、監督職員がＦＤ等により貸与する電子データに必要事項の入力を行うものとする。

２．下請調書及び建設資材調書の提出は、紙で出力した下請調書及び建設資材調書に捺印したもの、及び入力済み電子データ（ＦＤ等）の両方を監督職員に提出するものとする。

３．電子データを作成することが困難な場合は、電子データの提出は必要ないものとする。ただし、その場合は事前に監督職員の承諾を得ること。

§６　安全訓練実施状況報告書

別紙２（参考資料）

§７　低入札工事における品質管理の強化

低入札価格制度による調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を２倍とするとともに、原則としてネットワークによる全体工程表を提出するものとする。低入札にて落札された工事については、施工管理頻度が 2 倍となります。

別紙1

平成20年度 グリーン購入法特定調達品購入実績調査票

公所名	北上川上流流域下水道事務所		工事番号
工事名			
請負金額（消費税含み）	円		

区分番号	品目名 品目分類	品目名	適用	単位	数量 適用品目	数量 類似品目	割合(%)	備考
1	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土		m3				
2		土工用水砕スラグ		m3				
3		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		m3				
4		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め剤		m3				
5	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ		m3				
6	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		m3				
7		フェロニッケルスラグ骨材		m3				
8		銅スラグ骨材		m3				
9		電気炉酸化スラグ骨材		m3				
10	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物		t				
11		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		t				
12	路盤材	再生骨材等		m3				
13		鉄鋼スラグ混入路盤材		m3				
14	小径丸太材	間伐材		m3				
15	混合セメント	高炉セメント		m3				
16		フライアッシュセメント		m3				
17	セメント	エコセメント		個				
18	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート		m3				
19	吹き付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹き付けコンクリート		m3				
20	塗料	下塗用塗料（重防食）		kg				
21		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		m2				
22	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		m2				
23		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）		m2				
25	園芸資材	パークたい肥		kg				
26		下水汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		kg				
27	道路照明	環境配慮型道路照明		台				
45	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管		m				
49	建設機械	排出ガス対策型建設機械		工事数				
				機種				
50		低騒音型建設機械		工事数				
				機種				
51	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		工事数				
52	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		工事数				
53	コンクリート塊再生処理工法	コクリート塊再生処理工法		工事数				
55	舗装（路盤）	路上再生路盤工法		工事数				
				m2				
56	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		工事数				
				m2				
57	高機能舗装	排水性舗装		工事数				
				m2				
58		透水性舗装		工事数				
				m2				

別紙２

安全・訓練状況報告書					
月・日	時　間	場所名	参加人数	安全・訓練の項目○印	適　用
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	実施内容及び状況 状況写真は別紙
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃

１．安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
２．当該工事内容等の周知徹底
３．工事安全に関する法令
４．当該工事における災害対策訓練
５．当該工事現場で予想される事故対策
６．その他、安全・訓練等として必要な事項

施工条件明示一覧表

確認印	所長	工務課長	総括主査	担当者
	／			

明示項目	明示事項	契約条件等
Ⅰ．工程関係	１．関連する他工事　有・無	ア．影響箇所　（水沢浄化センター場内） イ．他工事の内容　（ﾌﾟﾗﾝﾄ電気設備工事） ウ．開始又は完了時期　（　）
	２．特定される施工時期等による制限　有・無	ア．工事内容　（　） イ．時期・時間　（　） ウ．施工方法　（　）
	３．工事着手前の事前調査　有・無	ア．調査内容　（　） イ．調査期間　（　） ウ．移設期間　（　）
	４．設計工程上の休日日数等作業不能日数（ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸ、夏期、年末年始休暇を含む）	ア．日数　（１０２日）
	５．その他　（　）	
Ⅱ．諸官庁との協議関係	１．関係機関等との協議　有・無	ア．工事内容　（　） イ．協議内容　（　） ウ．協議成立見込時期（　）
	２．関係機関等協議結果による条件　有・無	ア．影響項目　（ イ．影響範囲等（　）
	３．その他　（　）	
Ⅲ．用地関係	１．工事用地等の未処理による制限　有・無	ア．未処理箇所　（　） イ．処理見込時期　（　）
	２．工事用地等の使用終了後の復旧条件　有・無	ア．内容　（　）
	３．工事用仮設道路等の借地指定　有・無	ア．場所・範囲（　） イ．時期・期間　（　） ウ．使用条件　（　） エ．復旧方法等（　）
	４．仮設ヤードの指定（桁製作ヤード）　有・無	ア．場所・範囲　（　） イ．時期・期間　（　） ウ．使用条件　（　） エ．復旧方法等　（　）
	５．その他　（　）	
Ⅳ．公害関係	１．公害防止のための施工方法等の制限　有・無	ア．騒音　イ．振動　ウ．粉塵　エ．排出ガス オ．その他（　） カ．施工方法　（　） キ．建設機械・設備　（　） ク．作業時間　（　）
	２．水替・流入防止施設の設置　有・無	ア．施設内容（　） イ．設置期間（　）
	３．濁水・湧水等の処理条件　有・無	ア．処理施設　（　） イ．処理条件等　（　）
	４．事業損失防止のための事前・事後調査　有・無	ア．騒音　イ．振動　ウ．地盤沈下　エ．地下水 オ．電波障害　カ．その他（　） キ．事前・事後調査区分　（　） ク．調査時期　（　） ケ．調査方法　（　） コ．調査範囲　（　）
	５．その他　（　）	
Ⅴ．安全対策関係	１．交通安全対策施設等の指定　有・無	ア．施設内容　（　） イ．設置期間　（　）
	２．鉄道、ガス、電気、電話等の近接制限　有・無	ア．鉄道　イ．ガス　ウ．電気　エ．電話 オ．水道　カ．その他（　） キ．施工方法制限（　） ク．作業時間制限　（　） ケ．その他　（　）
	３．落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設　有・無	ア．施設内容　（　） イ．その他　（　）
	４．発破作業等の保安設備・要員の配置　有・無	ア．設備・要員内容（　） イ．制限内容　（　） ウ．その他　（　）

明示項目	明示事項	契約条件等
Ⅴ．安全対策関係	５．換気設備等の設置 有・(無)	ア．有毒ガス　イ．酸素欠乏　ウ．その他（　　） エ．設備内容（処理が必要な場合は別途協議のこと）
	６．積載超過防止対策 (有)・無	(ア)．土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 (イ)．積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ、点検記録を作成すること。 (ウ)．「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
	７．その他　（建設機械施工安全技術指針）	適用する建設機械施工安全技術指針は平成 17 年 3 月 31 日改正版とする。
Ⅵ．工事用道路関係	１．一般道路の搬入路使用 有・(無)	ア．搬入経路指定　（　　） イ．使用制限等　（　　） ウ．使用中の処置　（　　） エ．使用後の処置（　　） オ．その他　（　　）
	２．仮道路の設置条件等 有・(無)	ア．仮設道路設置　（　　） イ．安全施設内容　（　　） ウ．安全施設設置期間（　　） エ．工事終了後の存置・撤去　（　　） オ．路面維持・補修内容（　　）
	３．その他　（　　）	
Ⅶ．仮設備関係	１．仮設備の引き渡し・引き継ぎ 有・(無)	ア．仮設備内容　（　　） イ．引渡・引継期間　（　　） ウ．条件等　（　　）
	２．仮設備の構造・施工方法の指定 有・(無)	ア．構造　（　　） イ．施工方法（　　）
	３．仮設備の設計条件の指定 有・(無)	ア．設計条件　（　　） イ．その他（　　）
	４．その他　（　　）	
Ⅷ．建設副産物関係	１．建設発生土の利用 有・(無)	ア．発生場所（　　） イ．その他　（　　）
	２．残土受入場所の指定 有・(無)	ア．場所・距離　（　　） イ．処分条件　（　　） ウ．仮置き場所・距離（　　） エ．保管条件　（　　）
	３．再生資材の利用 有・(無)	ア．資材名　（　　） イ．規格　（　　） ウ．使用箇所（　　）
	４．建設副産物の現場内再利用・減量化 有・(無)	ア．再利用等の内容　（　　） イ．その他　（　　）
	５．建設副産物の処理条件 (有)・無	ア．処理資材名　（Ｃｏ殻　） イ．受入場所　（　奥州市水沢区　） ウ．受入時間帯　（　　） エ．仮置き場所等　（　　） オ．処理条件　（　搬出調書等を提出すること　）
	６．建設廃棄物の処理条件 有・(無)	ア．処理資材名　（　　） イ．受入場所　（　　） ウ．受入時間帯　（　　） エ．仮置き場所等　（　　） オ．処理条件　（搬出調書等を提出すること　）
	７．その他　（　　） ※再生資源化等をする施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、この限りではない。	
Ⅸ．工事支障物件等関係	１．占用支障物件 有・(無)	ア．電気　イ．下水道　ウ．電話　エ．水道 オ．ガス　カ．その他（　　） キ．管理者　（　　） ク．位置（　　） ケ．移設時期　（　　） コ．工事方法等　（　　）
	２．占用物件との重複施工 有・(無)	ア．電気　イ．下水道　ウ．電話　エ．水道 オ．ガス　カ．その他（　　） キ．工事内容・期間（　　）

示　　項　　目	明　　示　　事　　項	契　約　条　件　等
X．薬液注入関係	１．薬液注入 有・無	ア．設計条件・工法区分・材料種類・施工範囲等 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
XⅠ．技術者の選任関係	１．主任技術者及び監理技術者の選任 有・無	ア．機器据付開始から完成までの間専任で配置すること。
XⅡ.その他	１． 現地着手時期 有　・　無	ア．平成　年　月上旬を予定していること。
	２． 下請調書・建設資材調書　　有　・　無	下請調書、建設資材調書は別途配布する電子ﾃﾞｰﾀｰで(FD)で作成し、印刷・捺印したものとFDを提出すること。

上記明示項目、明示事項の○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので、参考のために条件を明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

電子納品特記仕様書〔工事〕

1　適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2　電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

（　）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。
（○）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3　電子納品対象書類

〔機械設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿 出来形管理 品質管理　　　等		○	
PLAN/ORG	施工計画書		△	
DRAWINGF	完成図		○	前項において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
K.BOOK/ B.SPC、B.CHECK、 B.INST、B.DEVICE B.EXAM　　、 B.MANUAL	完成図書 実施仕様書、計算書 施工図面、機器図 施工管理記録書、取扱説明書		○	
K.DRAW/ D.LDR、D.SPC D.CHECK　　、 D.DRAWF D.DEVICE、D.EXAM D.MANUAL	施工図 台帳、実施仕様書 計算書、施工図面 機器図、施工管理記録書 取扱説明書		○	
PHOTO/PIC	工事写真書類		△	
PHOTO/DRA	参考図		△	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4　電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で 2 部提出すること。

5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。